4　弁済の方法
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者が文書にて指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により行う。振込に要する費用は、協定債権者の負担とする。
⑵　会社は、本協定に基づく弁済期日の１週間前までに、協定債権者から指定預金口座の通知がない場合、当該協定債権者については弁済の受領を拒絶したものとして、弁済金の支払いにつき東京法務局に民法494条に基づく弁済供託をすることができる。
5　残余財産の換価・追加弁済
⑴　清算人は、前記２の弁済後、会社において新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価の上、協定債権者に対し、換価金額から必要な換価費用その他会社法第515条３項括弧書内記載の債権に対する弁済原資を控除した残額を支払う。
⑵　前項の場合、協定債権者が前記３の規定により行った残債権の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上
東京地方裁判所民事第８部

管財人選任

平成２５年（ミ）第１号
石川県金沢市片町１丁目１番30号
更生会社　ツインフィールズ株式会社
下記の者を管財人に選任する。
管財人　塚本　　勲
平成26年８月１日
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

平成２６年（再）第１号
新潟県阿賀野市山口町１丁目６番22号
再生債務者　株式会社庭山組
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　新潟市中央区西堀前通２番町713番地　竹内ビル２階　伊津良治法律事務所　弁護士　伊津　良治
平成26年８月１日
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（再）第１号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘３丁目６番地４
再生債務者　馬場建設株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　鹿児島県鹿児島市易居町１―34リミビル３階　新納法律事務所　弁護士　新納　幸辰
平成26年７月30日
鹿児島地方裁判所民事第３部

再生手続開始

平成２６年（再）第１号
神戸市灘区大和町２丁目４番21号
再生債務者　松本建設株式会社
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年９月12日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年10月24日から平成26年11月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（再）第２号
香川県小豆郡小豆島町福田乙1202番地２
再生債務者　有限会社まるとく石材
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年９月12日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年10月24日から平成26年11月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２６年（再）第８号
大阪市城東区成育３丁目16―７
再生債務者　大和鉄芯工業株式会社
決定の要旨　平成26年７月31日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項１号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成26年７月31日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第１号
三重県鈴鹿市深溝町2898番地の１
再生債務者　中央集合住宅工事株式会社
1　決議に付する計画案　平成25年11月６日付け（平成26年７月17日修正）再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成26年９月19日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成26年９月12日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成26年９月５日
平成26年８月１日　津地方裁判所

平成２５年（再）第１号
鳥取県東伯郡北栄町東園305番地３
再生債務者　株式会社松本鉄工所
1　決議に付する計画案　平成26年５月30日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成26年10月７日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成26年９月19日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成26年９月19日
平成26年７月31日　鳥取地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２５年（再）第２号
兵庫県姫路市夢前町前之庄2934番地の１
再生債務者　医療法人社団夢前会
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年８月１日　神戸地方裁判所姫路支部

再生手続終結

平成２２年（再）第１号
沖縄県浦添市安波茶１丁目24番１号
再生債務者　株式会社沖伸建設
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成26年７月30日
那覇地方裁判所民事第３部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第４９号
埼玉県川口市大字峯1225番地の７
再生債務者　田中　正明
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年８月22日まで
4　一般異議申述期間　平成26年９月５日から平成26年９月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第１２５号
名古屋市昭和区雪見町３丁目17番地　ローレルコート御器所506号
再生債務者　竹内　秀雄
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年８月22日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月29日から平成26年９月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第１５号
岐阜県大垣市室村町１丁目139番地
再生債務者　河合　一雄
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年８月25日まで
4　一般異議申述期間　平成26年９月１日から平成26年９月８日まで
岐阜地方裁判所大垣支部

平成２６年（再イ）第２４号
静岡県焼津市田尻2517番地の５
再生債務者　正木　淳一
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年８月25日まで
4　一般異議申述期間　平成26年９月３日から平成26年９月16日まで
静岡地方裁判所民事第２部